

看護学生修学資金貸付事業 Q & A (第3版)



宮 城 県

はじめに

このQ&Aは、皆様からよく頂戴する御質問や制度の内容についてまとめたものとなっておりますので、これから借り受けを検討している方や現在修学資金を借り受けている方、看護師等養成所学校の皆様の参考としてください。

目次

1 制度編

- 1-1 看護学生修学資金貸付事業とはどのような制度か・・・・・・・・・・・・・3
- 1-2 県内の償還免除対象施設について知りたい・・・・・・・・・・・・・3
- 1-3 修学資金の貸付を受けられる看護師等養成所学校・養成課程について知りたい・・4
- 1-4 県外在住でも借り受けることはできるか・・・・・・・・・・・・・4
- 1-5 貸付額及び貸付期間について知りたい・・・・・・・・・・・・・4
- 1-6 日本学生支援機構など他の機関が実施する制度との併用は可能か・・・・・・・・4
- 1-7 修学資金を借り受けた場合、必ず対象病院等のいずれかへ就職できるのか・・・・4

2 申込編

- 2-1 修学資金の貸付を受けるためにはどのように申し込めばよいか・・・・・・・・・・5
- 2-2 申し込みをした場合、必ず貸付を受けられるのか・・・・・・・・・・・・・5
- 2-3 申し込みに当たり、気をつけるべきことはあるか・・・・・・・・・・・・・5
- 2-4 申し込みに必要な条件はあるか・・・・・・・・・・・・・5
- 2-5 毎年4月の申し込みの間に合わなかった場合、追加募集はあるか・・・・・・・・・・5

3 貸付手続編

- 3-1 修学資金の貸付が決定した場合、どのような流れで手続きが進むのか・・・・・・・・5
- 3-2 貸付を受け、貸付金が入金されるまでに県へ提出する書類について知りたい・・・6

3-3	貸付金の入金について知りたい	6
3-4	貸付決定された場合、卒業まで借り受けることはできるのか	6
3-5	前年度に貸付契約を締結している場合でも、連帯保証人の印鑑登録証明書の再提出は必要か	6
3-6	貸付決定後に辞退することはできるか	7
3-7	貸付契約の締結に当たり、気をつけるべきことはあるか	7

4 卒業時手続き編

4-1	卒業時の手続きについて知りたい	7
4-2	看護師等免許は取得したが就職先施設が決まらない場合、直ちに償還（返還）となるのか	7

5 償還（返還）編

5-1	貸付金を償還（返還）することとなった場合の償還方法について知りたい	8
5-2	義務年限を満了することができなかった場合、必ず全額償還（返還）となるのか	8
5-3	事情により償還（返還）が滞った場合、罰則等はあるか	8
5-4	分割償還（返還）とした場合で月々の償還額に端数が出る場合はどうするのか	8

6 その他手続き編

6-1	養成所学校卒業後、対象施設へ就職した場合に提出する書類はあるか	8
6-2	償還免除対象施設で引き続き就業している場合、毎年行う手続きはあるか	8
6-3	高等看護学校へ進学した場合、毎年行う手続きはあるか	9
6-4	退職した場合の手続きについて知りたい	9
6-5	就業先施設を変更した場合の手続きについて知りたい	9
6-6	貸付金の借受中に養成所学校を退学・休学・復学・停学その他処分を受けたときの 手続きについて知りたい	9
6-7	連帯保証人を変更したい	9
6-8	自身又は連帯保証人の氏名や住所に変更があった場合の手続きについて知りたい	9
6-9	各届出書類の記載方法について知りたい	9
6-10	産前産後休業・育児休業を取得する場合の取り扱いについて知りたい	9

1 制度編

1-1 看護学生修学資金貸付事業とはどのような制度か。

→ 県内の看護職員の充実を図ることを目的に、将来宮城県内で看護職員として業務に従事しようとする県内の看護学生へ修学資金を貸し付けるものです。

借り受けた修学資金は卒業後、県内の対象病院で5年間就業し、県へ申請することで、その償還（返還）が免除されます。

1-2 県内の償還免除対象施設について知りたい。

→ 県の区域（仙台市の区域を除く。）内の下記（1）～（11）及び（12）の施設です。（関係法令の改正等により内容が変更することがあります。）

- （1） 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十四条第二項第一号に規定する特定町村（保健師が業務に従事する場合に限る。）
- （2） 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する指定発達支援医療機関（独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関に限る。）
- （3） 医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下「病院」という。）で病床数が二百床未満のもの
- （4） 病院で精神病床数が八十パーセント以上を占めるもの
- （5） 病院で六十五歳以上の老人慢性疾患の患者の入院比率が六十パーセント以上のもの
- （6） 医療法第一条の五第二項に規定する診療所
- （7） 児童福祉法第十条の二第一項に規定するこども家庭センター（助産師が業務に従事する場合に限る。）
- （8） 国立ハンセン病療養所
- （9） 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
- （10） 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院
- （11） 介護保険法第四十一条第一項の規定による指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行うものに限る。）を行う事業所
- （12） 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第十一条第一号に規定する施設

※主な対象施設は、別資料「看護学生修学資金貸付事業 償還免除対象施設一覧表」を参照ください。

1-3 修学資金の貸付を受けられる看護師等養成所学校・養成課程について知りたい。

→ 現在、宮城県内の一部の助産師、看護師、准看護師課程に限定しており、令和6年度現在で原則、次のとおりです。

区 分	名 称
助産師養成課程	医療法人社団スズキ病院附属助産学校
看護師養成課程	仙台市医師会看護専門学校 大崎市医師会附属高等看護学校 気仙沼市立病院附属看護専門学校
准看護師養成課程	石巻市医師会附属准看護学校 大崎市医師会附属准看護学校 塩釜医師会附属准看護学院

1-4 県外在住でも借り受けることはできるか。

→ 宮城県外在住であっても、宮城県内の対象養成所学校へ在学し、将来宮城県内で就業を目指している場合は申込み可能です。

1-5 貸付額及び貸付期間について知りたい。

→ 養成課程に応じて次のとおりです。

区 分	貸付月額		貸付期間
	公的養成施設	その他養成施設	
助産師養成課程	46,000円	50,000円	当該年の4月から 翌年3月まで
看護師養成課程	46,000円	50,000円	
准看護師養成課程	29,000円	35,000円	

※貸付休止中：看護大学（看護師養成課程を持つ大学・短大）、保健師養成課程

1-6 日本学生支援機構など他の機関が実施する制度との併用は可能か。

→ 可能です。ただし、他の機関が実施する奨学金等で併用を認めない場合がありますので適宜、各機関に直接確認してください。

なお、県の「特定地域看護師確保対策修学資金貸付事業」との併用はできません。

1-7 修学資金を借り受けた場合、必ず対象病院等のいずれかへ就職できるのか。

→ 修学資金の借り受けは対象病院等への就職を約束するものではありません。また、対象病院等への就職を強制するものでもありませんが、制度の趣旨を御理解の上、借り受けください。

なお、対象病院等で必要な期間勤務できない場合、貸付金の全部又は一部の返還が必要になります。

2 申込編

2-1 修学資金の貸付を受けるためにはどのように申し込めばよいか。

→ 看護師等養成所学校を経由し、県へ申し込みます。個人での申請はできません。毎年4月に募集をしますので養成所学校へ御確認ください。

2-2 申込みをした場合、必ず貸付を受けられるのか。

→ 県で選考しますので、申し込んだ場合に必ず貸付を受けられるとは限りません。

2-3 申込みに当たり、気をつけるべきことはあるか。

→ 県内の対象医療施設で継続して働く意思のある方を対象としており、制度の趣旨に沿わない場合、貸付金は償還（返還）となります。

また、借り受けに当たっては、2人の連帯保証人をたてる必要があります。学生が20歳未満の場合、1人は学生の親権者とし、もう1人は原則として、これ以外の者で別生計・別世帯の者であることを要します。これによることができない個別の事情がある場合は別途検討しますので御相談ください。

2-4 申込みに必要な条件はあるか。

→ 養成所学校の卒業後は県内の対象医療施設へ就業する強い意志を持っていることに加え、学業成績や人物像などを考慮した養成施設長の推薦が必要となります。また、進級した2年生や3年生等からでも申込み可能です。

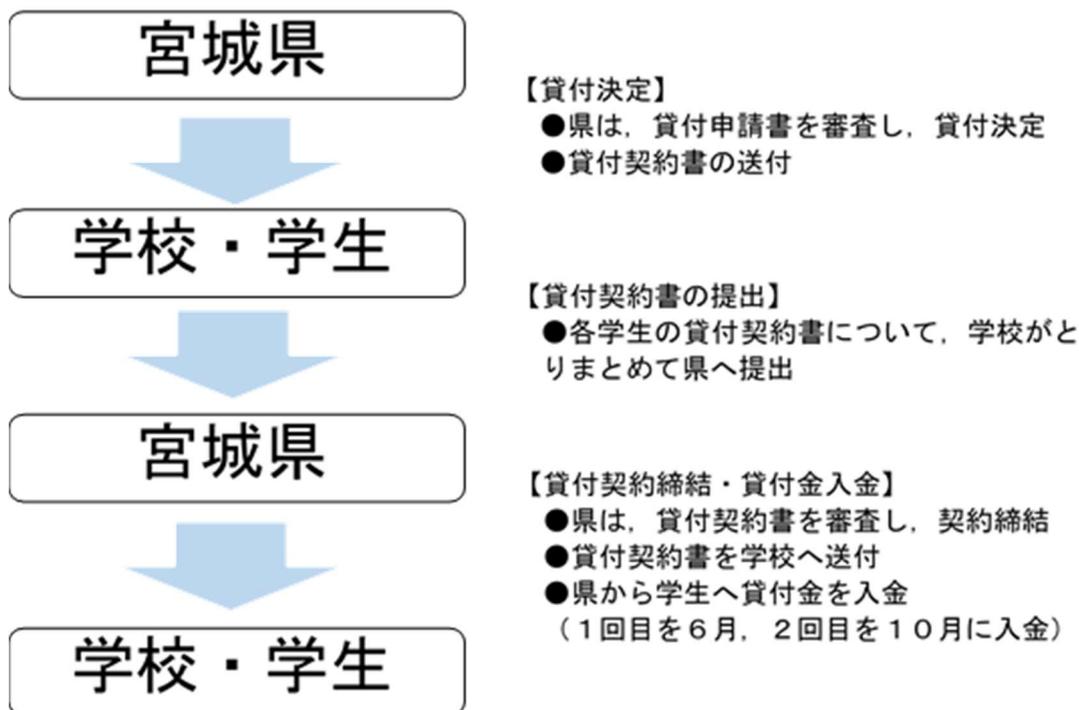
2-5 毎年4月の申し込みに間に合わなかった場合、追加募集はあるか。

→ 原則として4月の募集で締め切りますが、申込人数に応じ追加募集を行うこともあります。

3 貸付手続編

3-1 修学資金の貸付が決定した場合、どのような流れで手続きが進むのか。

→ 看護師等養成所学校を経由して貸付申請書等の必要書類を県へ提出し、貸付契約締結後に修学資金貸付金が交付されます。



3-2 貸付を受け、貸付金が入金されるまでに県へ提出する書類について知りたい。

→ 提出書類は次のとおりで、養成所学校を経由して県へ提出します。

- 申込時
 - ・看護学生修学資金貸付申請書（様式第1号）
 - ・学校長の推薦書（様式第2号）
- 貸付決定後
 - ・看護学生修学資金貸付契約書 2通
 - ・連帯保証人の印鑑登録証明書 各1通
 - ・口座振替依頼書 1通

3-3 貸付金の入金について知りたい。

→ 原則、4月から9月分を6月末に、10月から翌年3月分は10月末に、貸付契約書と併せて提出する口座振替依頼書で届け出された指定口座へ入金します。

3-4 貸付決定された場合、卒業まで借り受けることはできるのか。

→ 借受者本人が辞退しない限り、原則として卒業まで借り受けてできます。ただし、毎年度県へ申請する必要があります。

3-5 前年度に貸付契約を締結している場合でも、連帯保証人の印鑑登録証明書の再提出は必要か。

→ 貸付契約は毎年度締結することから、時点での登録状況に変更がないかを併せて書面確認しているため、実印に変更がない場合でも改めて御提出ください。

3-6 貸付決定後に辞退することはできるか。

→ 原則、御遠慮ください。ただし、進路の事情などで止むを得ず辞退する場合は、理由書を提出いただき、その実態を踏まえて貸付決定の取り消し等対応を検討します。

3-7 貸付契約の締結に当たり、気をつけるべきことはあるか。

→ 連帯保証人は原則として、借受者本人と別の生計を営むとともに、別世帯の者であることが必要です。

また、学生が20歳未満の場合、1人は学生の親権者としなければならない点にも注意が必要です。(2-3参照)

加えて、契約書を作成する際の手順や記入の仕方などにも注意が必要です。場合によっては修学資金の入金時期が遅れることにもつながりますので、契約書作成の際にお渡しする記載例をよく確認いただき、記入内容の修正等手戻りが生じないよう御協力ください。

4 卒業時手続き編

4-1 卒業時の手続きについて知りたい。

→ 進路に応じ、それぞれ次のとおりです。手続きについては、卒業時期に養成所学校を経由して案内をします。

○ 高等看護学校へ進学したとき

猶予申請書(様式第8号)を県へ提出することで、卒業までの間償還(返還)が猶予されます。

○ 償還免除対象施設へ就職したとき

猶予申請書(様式第8号)を県へ提出することで、就業中の間は償還が猶予されます。

○ 償還免除対象外施設へ就職したとき

償還明細書(様式第6号)を県へ提出し、月賦や一括等選択した償還方法によって、貸付を受けた期間に相当する期間内に償還します。

4-2 看護師等免許は取得したが就業先施設が決まらない場合、直ちに償還(返還)となるのか。

→ 償還免除対象施設への就業を目指し就職活動中である場合等は、その間償還を猶予することもありますので適宜、県へ御相談ください。

5 償還(返還)編

5-1 貸付金を償還(返還)することとなった場合の償還方法について知りたい。

→ 償還することとなった理由が生じた月の翌月から起算して、貸付を受けた期間に相当する期間内に償還します。

納入に当たっては、納入対象月に県から割賦をお送りしますので、記載の納入期限までに県が指定する金融機関窓口で納入ください。

なお、償還方法は、一括・月賦・4分の1年賦・半年賦から選択できます。

(4-1参照)

5-2 義務年限を満了することができなかつた場合、必ず全額償還(返還)となるのか。

→ 勤務期間に応じ、償還金額が一部免除になることもありますので適宜、県へ御相談ください。

5-3 事情により償還(返還)が滞つた場合、罰則等はあるか。

→ 正当な理由なく償還に遅滞があつた場合には、延滞金額につき年14.5%の割合で違約金を徴収することとなります。また、連帯保証人への催促等をする場合もあります。

5-4 分割償還(返還)とした場合で月々の償還額に端数が出る場合はどうするのか。

→ いずれかの月の償還額で調整することができます。どの月で調整するかは、県と相談の上、決定します。

6 その他手続き編

6-1 養成所学校卒業後、対象施設へ就職した場合、提出する書類はあるか。

→ 当該事由が生じた日から7日以内に業務従事届(様式第10号)を県へ提出してください。

なお、卒業時期に県から別途案内をします。

6-2 償還免除対象施設で引き続き就業している場合、毎年行う手続きはあるか。

→ 毎年4月1日現在の就業状況について、4月30日までに就業状況届(様式第12号)により県へ報告してください。当該書類には、就業先施設の署名押印が必要ですので、自身が所属する勤務先での事務処理等を踏まえ、忘れず早めの準備をお願いします。

6-3 高等看護学校等へ進学した場合、毎年行う手続きはあるか。

→ 毎年4月1日現在の在学状況について、4月30日までに在学証明書により県へ報告してください。

なお、在学証明書は各自取得してください。

6-4 退職した場合の手続きについて知りたい。

→ 当該事由が生じた日から7日以内に離職届(様式第13号)により県へ報告してください。

なお、その後続く償還等手続きがありますので、復職の意向等を踏まえ県に御相談ください。

6-5 就業先施設を変更した場合の手続きについて知りたい。

→ 当該事由が生じた日から7日以内に、新たな就業先から証明を受けた『業務従事届(様式第10号)』及び前の勤務地から証明を受けた『就業証明書(様式第11号)』により県へ報告してください。

**6-6 貸付金の借受中に養成所学校を退学・休学・復学・停学その他処分を受けたときの
手続きについて知りたい。**

→ 『(退学・休学・復学・停学)届(別紙様式第3号)』により、直ちに県へ報告してください。

なお、休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月分から復学する日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを休止若しくは停止します。

6-7 連帯保証人を変更したい。

→ 『保証人変更願(様式第3号)』を県へ提出してください。

6-8 自身又は連帯保証人の氏名や住所に変更があった場合の手続きについて知りたい。

→ 修学資金を借受けた御本人の場合は『住所・氏名等変更届(参考様式第1号)』を、連帯保証人の場合は『保証人住所・氏名等変更届(参考様式第2号)』を活用し、県へ報告してください。

6-9 各届出書類の記載方法について知りたい。

→ 別に作成している様式記載例を参照の上、なお不明点等がある場合は適宜、県へ御確認ください。

6-10 産前産後休業・育児休業を取得する場合の取り扱いについて知りたい。

→ 出産及び育児を理由として対象施設を休業する際は、その就業先から当該休業

取得に係る許諾が出ている(雇用契約が継続している)ことを前提に償還猶予申請を受け付けます。

休業の取得タイミングや復職の時期等により個別の対応が必要となりますので、産前休業が始まる前など状況が判明し次第、詳細について県へ御相談ください。

発行年月日：第3版 令和6年7月31日《更新》

問い合わせ先：宮城県保健福祉部医療人材対策室看護班

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2615

メール：kango@pref.miyagi.lg.jp



©宮城県・旭プロダクション
アニメむすび丸 ナースバージョン